

社会資本整備審議会河川分科会（第22回）

平成19年1月31日（水）

【事務局】 恐れ入ります。時間も過ぎました。ただいまより第22回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたしたいと思っております。私は事務局の〇〇と申します。よろしくお願い申し上げます。

まず、会議に先立ちまして、本日、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対しまして、新たな諮問がございました。諮問事項は「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」でございます。

この諮問につきまして、本日は国土交通大臣が所用のため、〇〇においでいただいております。〇〇から分科会長に諮問書をお渡し頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 大臣に代わりまして、ご諮問申し上げますので、よろしくお願い致します。

【分科会長】 ありがとうございます。

（諮問書手交）

【事務局】 ありがとうございます。

これより議事に入りたいと思っておりますが、その前にまず、委員の方々の異動につきましてご報告をさせていただきます。

まず、平成19年1月26日付で新たにご就任いただきました臨時委員の方をご紹介します。

〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 なお、もうお一方、〇〇委員にも同様に就任いただきましたが、本日はご都合によりご欠席でございます。

それと、先ほど諮問がございました、中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について調査するために、専門委員としてご就任をお願いし、当分科会に属していただくことになりました方々をご紹介します。

〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ○○委員でございます。

【委員】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ○○委員でございます。

【委員】 ○○です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 もうお一方、○○委員にもご就任いただいておりますが、本日はご都合によりご欠席でございます。

それと、長らく当分科会の委員をお務めいただきました○○委員におかれましては、昨年12月9日をもってご退任されました。ご報告を申し上げます。

本日の各委員の出席状況でございますけれども、総数の3分の1以上に達しておりますので、この分科会が成立していることをご報告いたしたいと思っております。

それでは、ここで○○からごあいさつをお願いします。

【事務局】 今ほどご紹介いただきました○○でございます。

本会を開催するに当たりまして、「是非先生方のご議論を傍聴したい」と申し上げましたところ、傍聴どころか、こうしてここでごあいさつをすることになりました。ここで議論される河川、治水について大変強い思いがあるものですから、先生方に開会に当たって、一言ごあいさつをさせていただきます。

分科会長さんをはじめ、委員の皆さんには普段から国土交通省の行政に多大なるご貢献を頂戴しております。このことをまず冒頭、心からお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

そして、私たちのこの国は、私が申し上げるまでもなく、北から南まで365日災害列島と、そのような難儀な自然環境でございます。しかし、その中であって先人が営々と努力と英知により、人命、財産を自然災害から守り続けてきた歴史が今の繁栄に繋がっているのだろーと思っております。

最近、何か雨の降り方がおかしいぞということを平場でよく耳にします。そして、私は自分の出身地が新潟、それも信濃川の最下流の新潟市であります。今日見えておられます○○委員はちょうど中流域でありますから、それぞれ大河に沿って暮らす者ではありますが、考え方と立場が大きく違うわけであります。今年のこの異常な天気も、東京にいますと、さして感じられませんが、地元におりますと、この暖かい冬の天気を手放して喜んではいられません。このしっぺ返しがどんな形で来るんだろーか。地震なんだろーか。あるいはまた時節外れの、時と場所を選ばない集中豪雨なのだろーか。この異常気象の先

のことをみんなで心配しているというような状況であります。

水害に関する話を申し上げますと、信濃川の中下流域に、大正、昭和の時代から横田切れとか曾川切れと呼ばれるところがあります。1回切れますと、見渡す限りの平野なものですから、数百ヘクタールが簡単に水に埋まってしまい、多くの方が困窮の極みとなってしまいます。人が死ぬと四十九日と言いますが、洪水多発地の流域では、洪水で人が亡くなって、それを弔い、その人の徳に思いをいたしていただけるのも49日で、50日目には次の災害でまた亡くなる人が出てくるという話が語られるような地域もあります。

この度、先程分科会長さんにお渡しさせていただいた「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」を諮問させていただきました。

中期的とは、10年先を見越して、そのうち直近5年のタームの中でのことをお考えいただきたいということでもあります。このほか、河川の整備を進める上で必要となる各水系の長期的な整備目標を定める河川整備基本方針の策定等につきましても、この分科会のご意見をいただくこととしておりますので、先生方の長い経験、あるいは知識の集積の中から十分にご審議をいただきたいと、このように思っています。

今後の施策に十分に反映させてまいる所存でありますので、今後とも一層のご指導、ご鞭撻をお願い致しまして、私のごあいさつにさせていただきます。何分ともよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございました。

続きまして、前回の分科会以降、事務局の異動がございましたので、ご紹介いたします。

〇〇でございます。

【事務局】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

資料目次が3枚目ぐらいにあらうかと思っております。それと資料の束を見ていただければと思います。大きく2つの項目がございます。

今お話がありました諮問関係につきましては、資料1-1が諮問書、資料1-2が河川分科会の平成15年のときの答申の概要、資料1-3が社会資本整備重点計画の概要、1-4が今後の検討方向、1-5が現状と課題となっております。よろしいでしょうか。

それから、次に2つ目の、常呂川以下6水系の河川整備基本方針の策定関係でございますが、資料2といたしまして各水系の方針（案）の概要、それから資料3が小委員会の報告、次に資料4の枝番号1から6までが6水系の整備の基本方針（案）でございます。そ

れから、5-1から5-6になっていると思いますが、工事实施基本計画と河川整備基本方針の対比表ということでございます。よろしいでしょうか。

それから、その他といたしまして、今後基本方針を検討していく予定の馬淵川と川内川の関係の資料が資料6でございます。よろしいでしょうか。

その他、参考資料をつけてございますが、不備がございましたら、事務局のほうに言っていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、〇〇分科会長、よろしくお願い申し上げます。

【分科会長】 本日は委員の皆様にはご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」の諮問がございました。〇〇からは心に響くごあいさつをいただいて、ありがとうございます。

この諮問に対する調査審議につきましては、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項により、社会資本整備審議会の会長から当分科会に付託されておりますので、本日より審議を開始したいと存じます。

それでは、初めに本諮問の内容、趣旨につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局を担当させていただいております〇〇の〇〇でございます。お許しをいただきまして、座って説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1-1に諮問文がございます。これを開いていただければと思います。

政務官からもお話がございましたけれども、中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について、諮問の趣旨をポイントだけご紹介させていただきたいと思っております。

近年、集中豪雨等が増加傾向にあるというのは皆さんご認識のところだと思います。全国的に水害・土砂災害が頻発しておりますが、その一方で治水投資は年々抑制されているというのが現状でございます。その結果、予防的対策のほうになかなか投資ができないという状況になってございまして、こういった状況を踏まえまして、今後、投資の徹底した重点化、それから多様な整備資本の導入など、治水対策の思い切った転換が必要になっていのではないかという認識でございます。また、そういう限られた投資能力を踏まえますと、さらに整備手法だとかその行程を明確化して、計画的な事業の実施により、住民にとってよりわかりやすい資本の導入が求められていると考えます。

そのような観点から、3つ〇が書いてございますけれども、まず1点目でございますが、

災害が多発する中で、戦略的かつ計画的な事業など、災害を未然に防ぐ予防的対策への投資のあり方、2点目がハード整備とソフト対策の役割分担のあり方、3点目が施設のストックが増加し、更新需要が急激に高まる中で、守るべき維持管理水準と効率的な維持更新のあり方。こういう3つの柱を中心に、そのほかにも河川が地域のにぎわいの核として、あるいは自然豊かな美しい景観を織りなす空間として、そういった機能を保全・回復させる期待、そういった大きな期待をされている点も含めまして、委員の皆さんにぜひご議論をいただきたいと考えてございます。

なお、後ほどもご紹介いたしますけれども、ここでの議論は、現在、社会資本整備審議会の基本問題小委員会で進められております次期社会資本整備重点計画の議論に反映させていただくという予定でございます。

次に、資料の1-2でございます。ちょっと厚手の資料になりますけれども、今現在、平成15年から19年を計画期間といたしまして社会資本整備重点計画というのが既にまとめられてございます。平成14年度にその取りまとめに当たりまして、やはりこの河川分科会でご議論をいただきました。そこに一番上でございますように、「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方」ということでご議論をいただいております。その際のご議論の取りまとめられましたのが、この後ろにずっとついております答申文になってございますが、細かいところまでご紹介しませんけれども、その中で主要な施策展開といたしましては、Ⅲのところでございます「安全で安心できる国土づくり」と「美しい国土づくり」、この2本の柱で社会資本整備重点計画を策定するということにつながってございます。中身のご説明は省略させていただきます。

次に、資料の1-3でございます。社会資本整備重点計画について簡単にご紹介させていただきますと思います。資料の1-3は横紙になってございますが、もともと5カ年計画というのがございまして、それに基づいていろいろな事業が実施されてきたというのはご承知のことかと思えます。それがかなり縦割りになってございまして、道路だとか河川だとか、河川の中でも海岸だとか急傾斜地だとか、そういったものに分かれてございますけれども、こういう9本の事業分野別の計画を、平成13年1月に省庁再編で旧の運輸省と国土庁と北海道開発庁と建設省が一緒になったということも契機といたしまして、こういう計画をあわせて1本のものにしていこうじゃないかということになってございます。そういう動きを受けまして、平成15年の3月に社会資本整備重点計画法が制定されまして、それを受けまして15年の10月に社会資本整備重点計画が取りまとめられてござい

ます。これは平成15年度以降の5カ年間、15から19までの5カ年間を計画期間とする総合的な計画でございまして、主なポイントとしましては、国民から見たわかりやすい成果目標、アウトカム指標とか言っておりますけれども、そういったものを明示するとか、社会資本整備の改革方針を決定するとか、それから国・地方公共団体・国民の間の対話手段として活用するとか、そういったところがポイントでございました。

この資料の8ページに飛びますけれども、この社会資本整備重点計画の中で治水事業というのが記載されてございます。ここの1の「重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取り組み」という中で、先ほど2本の柱というのを申し上げましたけれども、安全で安心できる災害に強い国土づくりと美しい国土づくりというのが柱としてうたわれていると。河川分科会での議論がこういうところで反映されたということでございます。また、成果目標につきましても今の2本の柱をベースにしまして議論されてございます。

11ページに参りますけれども、こちらのほうで先ほど言いました成果目標みたいなものをお示ししております。例えばの例でございまして、「安全」の「水害等の災害に強い国土づくり」という観点からしますと、洪水による氾濫から守られる区域の割合を平成14年度に58%だったものを19年度に62%にしようとか、こういう目標をわかりやすいアウトカム指標という形で設定させていただいています。ちなみに、17年度末の時点で60%ぐらいまで来ているということでございまして、1枚めくっていただきますと、こういうような形で進捗管理をさせていただいてございまして、今申しました洪水による氾濫から守られる区域の割合はこんなような感じで整備が進められてきております。そのほかにも、2枚めくっていただきますと、土砂災害から保全される戸数といったものが記載されてございますが、平成16年、17年はちょっと災害が多かったものですから、そちらのほうに投資が回っている観点もありまして、少し伸びが緩やかになっているところがございます。

資料1-4のほうに参ります。

資料1-4でございまして、今説明いたしましたのは現行の社会資本整備重点計画でございまして、次期社会資本整備重点計画の策定に向けての現状についてお話をさせていただきます。次期の計画は2番のところにございまして、平成20年から24年度の5年間の計画といたします。基本的認識でございまして、①から④まで書かれてございまして、①のところには長期的な需要の変動を見込んだ適切な対応が必要であるとか、②のところでは投資余力が低下しており、社会資本整備を戦略的か

つ重点的に推進する。さらには、執行方法の再検証が必要だということが言われております。また、③のところではストックの観点を踏まえて検討すべきだとか、④のところでは国・地域の戦略的な投資だとか、問題解決型の投資、安全・防災のための投資といった、投資の目的・内容に応じて必要性・緊急性を評価しなさいと。それに基づいて重点的に進めるようにしなさいというようなことが基本認識として示されてございます。

1枚めくっていただきまして、2ページの(2)でございますけれども、計画期間は5年でございますけれども、5年だけ見ていいのかということもございまして、中長期的な展望を踏まえることが必要であるとされてございます。例えば、重点計画の計画期間5年を超える中長期的な見通しについて検討することが適当である。そういうこともございまして、政務官からも10年というお話がございましたけれども、河川分科会におきましても中期的10年をめどと考えておりますが、中期的な展望に立ってご議論をいただくということをお願いをしているところでございます。

なお、こういう議論の中の重要なキーワードといたしましては、3ページの一番下の4にございます「社会資本整備の効率的執行」、4ページの5にございます「維持管理・更新」、それから6にございます「社会資本整備における国・地方の役割分担」、こういったような項目が挙げられてございます。いずれにいたしましても、〇〇分科会長にこの基本問題小委員会にご出席をいただいております、河川分科会におけます議論を小委員会のほうでも踏まえていただきまして、6月中に中間取りまとめというような目標だそうなのですが、審議が進められているということでございます。そちらに向けて河川分科会におきましてもしっかりと審議を進めていくという考え方でございます。

次に、ちょっと大きな資料1-5ということで、本日のご議論をいただく際の問題意識みたいなところを少し説明させていただきます。時間が限られておりますので、斜め読みみたいな感じで進んでいくことになることをお許しいただければと思います。

まず、1枚めくっていただきまして、「災害に対して脆弱な国土」ということで、日本は氾濫域に人口・資産が集中していると。非常に低いところに人々が住んでいる。先進諸国と比べても治水安全度が低い。そういうようなことをご説明してございます。

1枚めくっていただきまして、2ページでございますが、この16年度、17年、18年と大きな災害が頻発してございます。16年度には台風が10個も日本に上陸したということでございますが、1,000ミリを超えるような雨も記録されるということで、各地で大きな災害が頻発しています。

3ページになりますが、その背景にありますのは、温暖化というのが言われておりますが、100年後の気候の変化というようなことがいろいろな推定がございますけれども、夏期の降雨が増大するとか積雪が減少するとか、地球全般的な温暖化に伴ってこういうことが言われておりますし、右の下に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の動向というのがございますが、四次報告が今取りまとめ中だそうですけれども、地球温暖化は明白だということで、100年後には世界の平均気温が、幅がありますが1から6.3度上昇の見通しだと。洪水や渇水といったものが大変深刻になるということでございます。日本でも左の上でございますように、時間雨量50ミリあるいは100ミリを越す集中豪雨というのが確実に増えてきているというのがデータからも読み取れます。

次に4ページでございますけれども、社会条件の変化により浸水被害が増大しているということでございますけれども、パソコンだとか電気機器だとかさまざまなものが家に増えてまいっておりますけれども、その結果、一たん浸水すると被害はものすごく、被害額自体が拡大しているということがいえます。それから、従来に比べまして、床上浸水になりますと、そこにあるものはみんな捨てなくちゃいけないというような状態になっておりまして、ごみが大量に出るだとか、土砂が大量に流れ込んでくるだとか、そういう状況が見られております。

1枚めくっていただきまして、さらには都市化が進展して地下施設が増えたところに地下施設への浸水が増えているとか、高齢者だとか子供さんだとか災害時の要援護者の被災割合が増えているだとか、そういうようなことが見られます。また、従来もあつたんだと思いますけど、最近顕著なのは洪水時に大量の流木やごみなどが流れてくるというようなことも従前に増して深刻な状況になっております。

そういうような状況を踏まえまして、6ページ、7ページに河川行政で最近いろいろな委員会だとかで提言をいただいたりしている取り組みを並べてございます。参考にさせていただければと思います。

8ページに参ります。こういう情勢の中で、大変予算が深刻な状態にあるというお話をさせていただきました。左側に一般公共事業と河川局予算の推移というのを掲載してございますが、平成2年を1.0とした場合の推移でございますけれども、国全体の公共事業費が緑、それから国土交通省の一般公共事業が赤、青が河川局予算ということでございます。相当幅が開いております、河川局予算は0.86、国全体が0.95、国土交通省全体が1.00と大きくダウンしていると。河川が非常に厳しい状況だというのがおわかり

いただけないと思います。また、今現在政府で議論されております状況からすると、引き続き公共事業費の縮減ということがうたわれておまして、その辺が右に書かれてございます。

それに伴いまして、9ページにございますけれども、予算は減ってきておりますし、さらには災害増えてきているということがございまして、赤のところは激甚災害対策特別緊急事業だとか、大規模な災害に対する対応の部分でございますけれども、こういったものがやはり増えていると。さらには、右側の上、河川事業費全体のうち近年の災害対応に費やされているのが51%もあるという状況になってございます。特に補助河川事業ですと4分の3はそういったものに対応しているというようなことで、予防対策のほうに回らないという大変深刻な状態になってございます。それから、維持・更新費も増大しているというのが右下に記載してございます。

そういうような背景がございまして、10ページに諮問の要旨が5項目ございます。先ほど来のご説明をいたしましたような項目が並べられております。

その背景をお示ししたデータを少し載せておりますのでごらんいただければと思いますが、11ページでございますけれども、やはり予防が大事だというのは、予防で投資をしておくものすごく大きな被害家現行かがあるということです。これはハリケーン・カトリーナで20億ドル投資していれば1,250億ドル守れたというような議論がございました。日本の東海豪雨でも同じような議論がございます。

それから12ページにありますように、ちゃんとした整備をあらかじめやっておくと浸水被害が防げるということで、これは新潟の関屋分水路が、平成16年に上流で大きな浸水被害があったときに、これがあるおかげで新潟は助かったというようなことが紹介されてございます。

13ページでございますけれども、広島の太田川でございますけれども、ここも放水路をつくったりダムをつくったり、順次手を入れていくことによって、同じような規模の雨が降ったときに浸水被害がもう驚異的に少なくなっているということがおわかりいただけるのではないかと思います。やはり、着実に予防対策をしていくことが重要と認識してございます。

同じような話が14ページで砂防事業でもございまして、砂防えん堤等をつくりましてちゃんと手当てをしてあったために助かったという事例が全国的にもたくさん見られております。ここにも九州の例だとか長野県の例を紹介してございますが、あらかじめこうい

う手を打っていくとことが重要だと思います。

15ページでございますけれども、最近の被害に伴いまして、ダメージがやっぱり長期化する。暮らしぶりも変わっているのかもしれませんが、長期化する傾向があるというようなことが見られております。例えば、ハリケーン・カトリーナのところも1年たってもなかなか回復していないというようなこともございますし、これは地震の例ですけども、阪神・淡路大震災で神戸港がが一んと輸出入額が落ちて、そのまま回復できないとか、三宅島も一たん避難された方々が2年前に戻り始めましたけれども、高齢者は戻っているんですけど若年層が戻らないとか、いろいろなダメージを受けてございます。

1枚めくっていただきまして、16ページでございますけれども、最近の浸水被害というのは多様な被害形態になっている。企業も被害を受けますし、下水道や上水道というインフラも被害を受ける。企業によっては左側の下にありますように、一度洪水被害を受けたところが自分の費用の持ち出しで工場の外周に擁壁をつくって守っているというようなことも見られている事例もございます。それから、福井豪雨の際には鯖江市の漆器だとか、その地域産業自体がもう壊滅的になって立ち直れないというようなことも見られました。

17ページは「自然災害対策に対する国民の期待」ということで、アンケート調査です。

その次の18ページは「ハード・ソフトの役割分担」ということで、ハードも整備していくんですけども、開発がどんどん進んで危険地域が増えているというようなことで、〇〇先生がいらっしゃいますけど、例えば鶴見川の例なんかですと、かつて浸水していたところに人が住むようになったとか企業が立地した。あるいは、広島の場合でございますけれども、山を切って平地をつくって住むようになった。こういうことで危険地域がどんどん増えているというような実情でございます。

19ページには「水害・土砂災害に対する低い認識」ということでアンケート調査がございまして。

20ページは、各自治体でもソフト対策もしっかりやろうということで声をかけてやっておりますけれども、なかなか遅々として進んでいない状況が示されてございます。

21ページでございますけれども、維持管理面でいろいろ不都合が出ておって、転換をしなくちゃいけないということを書いてございます。やはり高度成長期に河川管理施設をいっぱいつくってございまして、それらが大量に更新する時期を迎えているというようなことが我々の非常にしんどいところでございます。また、更新しようと思っても、古いポンプなんかですと更新するための部品もないとか、一品料理でつくってありますので、

また最初からつくり直さないといけない。そういうような問題もございます。また、維持管理水準は、特に都道府県の河川なんかでは低いというような状況でございます。

22ページでございますけれども、川がまちのうるおいだとか人とのふれあいの核となっているという例は少しずつ増えてきていますけれども、やっぱりまだ随分おくらしているところもあるというようなこと。それから次のページでございますけれども、自然環境の再生というのも各地でいろいろないい取り組みが出始めてきておりますけれども、まだまだ課題はたくさん残っているということが言えるかと思います。

同じように土砂の問題も大変深刻な問題になっておりまして、山では土砂生産がどんどん続いておりますけれども、ダムでとめたり、床どめでとめたり、そんな関係もありまして海岸浸食が進行して、国土管理上の重大な問題になっているとか、そういうさまざまな問題があるということをご紹介いたしまして、議論の参考にしていただければと思います。

ちょっと長くなりましたが、失礼いたしました。

【分科会長】 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

要するに、新しい五計をつくるための素材を当分科会として提供するというこのようですが。さっとした説明ですから、きょうですべて終わりということではないと思います。また1回の会議ですから、気楽にきょうは少しフリーディスカッションをしたいと思えますけれども。ですから、特に枠組みを考えず、治水に関してふだん考えておられることや感想やら、できれば今後の方向性などご提言的なことがあれば、そういうことというように、自由にご発言をいただきたいと思えます。

実は、あともう1つ議題があって、時間の制約もあるものですから、きょうはまず最初に、新しくこのためにご出席いただいている専門委員の方々のほうからご発言いただくことがあればということで、恐縮でございますが、〇〇さんあたりからいかがでしょうか。

【委員】 今、説明の資料にもございました17年の7.13という、あの新潟の災害の中で、この中に写真も当市の災害のものが幾つか入ってございましたけれども、信濃川の支流という、刈谷田川で当市で5カ所が決壊するという形での災害を受けました。その意図、そのときの体験とか経験したこと、そういうものでいろいろと考えることについてはいろいろな委員の中におかれまして今まで発表させていただいておりました。どちらかというソフトの面で今までお話をさせてもらいました。

あと今回、社会資本整備という観点からちょっと考えていることを1つだけお話をさせ

ていただきますと、私は5年前に市長になったんですが、私どもの刈谷田川というのは100分の1という整備というのが当初のお話でありました。だから心配をしなくてもいいんだということで、日本で最も整備をされた河川だという話で、私はそのことに安心してました。

その川が、後で計算すれば400年に1回という雨が降ったせいでもありますけれども、思わぬ災害を受けたという事実から見ると、やはり防災というものは私どもは一生懸命今までもとらえていったんだろうけれども、やっぱり、それを超える自然というものがこれからもあり得るという環境にあるという面で、必要かつ十分な防災というものは私どもが意図してやらなきゃいけないけれども、やっぱり過剰設備とかそういうことまでやって、幾ら余計なことをやっても、やはり十分ではないということです。

だから、今話題になっている減災という面でのバックアップをすることによって、ある面ではハード面でも予防的なものと含めて整備ができるのではないかと考えておりましたら、ちょうど私の刈谷田川ということで、今、100町歩を遊水池にする。今、6カ所に分けてやる形で進んでおります。そのとき、国のほうからのお話もありましたが、一旦整備をされた河川に遊水池をつくるのは、また今回が新たな取り組みなのでぜひやりたいということで、私どもは100町歩の持っている農家の皆さんを今一緒になって説得をしております。

先ほど〇〇が言われましたけれども、やはり、あのときに私どもの刈谷田川とか、隣の五十嵐川が決壊したわけですが、その決壊がなければ、信濃川、すなわち新潟市の4万世帯が既に確実に洪水に遭っていたという形で、1つの川の上流と下流がやっぱり一体になって対応しなければ河川の安全は図れないというのを今痛感しております。

ただ、今回の100町歩の遊水池を説得するときに、何人かの農家はまだ反対をしております。どういうことを言うかといいますと、「なぜ下流の安全のために自分たちは犠牲にならなきゃいけないのか」。端的にこういう発言をされるわけですね。それを今一生懸命やっておりますし、そのためにも、逆に下流の新潟市の皆さんに、やはり上流がこういうことを今一生懸命やろうとしているという、下流の恩恵を受ける広域の皆さんのやっぱりご理解を得て一緒になって農家の人を説得する、こういう上流・下流の流域のそういう国民の合意でなるんだろうと。そのあたりを今ハードをやりながら、多少感じているところでもあります。こういうものの発想、連携がないと、なかなか河川というのは上流から下流、いろいろな自治体が1つの川を有しておりますので、そんなものを1つ考えておりま

す。

それから、あと河川の整備という面では、やはりそれをどのような形で市民、これからの時代に環境とか、またさっきの「美しい」という発想がございました。もう既にここには人材という面では〇〇先生の委員の顧問というものも、それから川では〇〇先生も加わってもらっているRACというのもございます。そのほうも、両方かかわらせていただいておりますし、または今、「まちの駅」という全国で今1,000カ所できつつあります。その会長をさせてもらっていますが、そこに川の駅という形のを今つくろうとしている。そういう整備の中で、実際に市民、また国民が自分でもう一度自分の手で河川を暮らしの中に取り込もうという動きもあるので、そういうものがこの話の中で連携した形で整備全体像が出てくればありがたいなと思っているところであります。

簡単に、以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

続いてで恐縮です。〇〇委員、いかがですか。

【委員】 〇〇でございます。私は『るるぶ』などの旅行雑誌をつくる仕事をしております。そういった意味では河川を観光資源ととらえた上でお話をさせていただく立場でここに呼ばれたのではないかなと思っています。実は観光ということではいいますと、この国土交通省を中心として霞ヶ関のあらゆるところで今、「観光、観光」と声が上がっているんですけども、根本的に観光振興というものの最大のポイントは1つだけだと思っているんですね。それはいかにご自分たちが住んでいらっしゃる土地の風土や暮らしをきちっと語れる方がいらっしゃるかどうかということだと思っています。ですので、この河川のことに関しても、今、〇〇先生がおっしゃった川の駅という試みでも、その川の駅にその土地の方がいらして、訪れた人にその川の災害の歴史であったり、それから自然のすばらしさであったり、どんなお魚がとれるのか、かつての昔の方たちの先人のご苦勞も含めて、きちっとお話のできる方を育成していくことが重要です。これは川のことだけではないと思いますが、観光の最大のポイントである地域を語れる人材をきちっと育成していくということにいろいろな広がりが出てくるのではないかなと思っています。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

〇〇委員、いかがですか。

【委員】 大阪から参りました〇〇でございます。仕事のほうは翻訳とか通訳とか、国

際会議の仕事をしております。本日は冒頭に発言というのを予期しておりませんでしたので、一度目の出席で様子を見ながらと思っておりましたので、どういう発言をしていいかわからないんですが、ざっくばらんに日々、川について感じていることを申し上げたいと思います。

まず、今いろいろご説明をいただきまして、治水というものの大切さ、それからこの治水に対して国交省、河川局がさまざまな努力をしてこられたということを実感いたしました。

ただ、これからという時代は、その治水ということに関しましても、やはり国だけの努力ではなく、住民の理解とか協力がなければなかなかうまくいかないようなご時世になったのではないかということをつくづく感じております。住民が川を愛する、川と共生する、川を身近に感じるということが、まずその理解の第一歩かなと感じております。

大阪で申しますと、大阪市は今、市内の面積の10%を水が占めております。橋が800本かかっております。私はこの大阪の川というのは大阪の宝だと日々感じております。仕事柄、外国からお客様が見えますと、この川をさかのぼって大阪城をご案内するというをよくやるんですが、感想はとにかくこの大都市の中に自然があるということに驚いたという声が多いんですね。

最近、愛知万博のときに、大阪府のほうのパビリオンにスタッフ、外国人72名を大阪市内に連れてきて観光させたところ、初めて大阪に来る人に対して、「大阪市にどんなイメージを持っていましたか」という質問に対して、72名のうち、複数回答ですけれども、「大都市」が25名、「産業都市」というのが22名、それから「商業都市」だという印象を持った方が20人だったんですね。これが大阪を訪れてから実際に見てどんな印象を持ちますか」というと、その中の18名の方が「水の都」だと答えておられる。

ということは、やはり都市の中の水というのは、外国の人にとっても、本来、市民にとってもなんですが、大変な財産なのだということが実証されたと思います。ただ、残念ながら大阪の住民、市民はまだ自分たちの財産に気がついていない人が多く、そういうことを経済界のほうも、また行政のほうもいろいろお話をする、市民に問いかけるということを今やりつつあります。

それで、実は個人的な話なのですが、私は来週事務所を移転いたします。大阪の川の見える大川のほとりでございます。それで、大変貧乏な会社なんですけれども、古いビルなんですけど、そこに変わりますと家賃は2倍になります。これはもうとにかく川の見える安

らいた場所で仕事をしたいという私の長年の夢だったんですが、事業計画はそこに移転してその家賃がどんなふうに取り上げられるという数字の検証はございませんが、やはり来る人も安らぐ。そうすると、いろいろな人が集まってくる。それは必ず私のようなソフト産業には大きなメリットがあるということをもちまして、来週大決意をして引っ越しをすることになったわけです。

それで、おそらく、こういうことに気がついている人というのは随分多いと思うんですね。大阪に限らず、今、地方都市というのは産業振興、外資の誘致等も随分努力はしていますが、なかなかもうこれから重厚長大の産業というのは期待することはちょっと時代と反しているというか、やはりソフトの企業を誘致する、ソフトの企業を育てるというのは地方都市では非常に大切なことだと思いますので、私はまずすべきことは、水をきれいにする。水辺を親しみやすくする。これがひいては住民理解、治水、そしてまた産業の振興にもつながってくるのではないかなと、自分で身をもってそれを実証することになったわけですが、そういう意味で、やはり水に対する市民の気持ちというものを育てていくということが大切ではないかなと、そんなことをちょっと日々感じておりましたので申し上げました。失礼しました。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方々からご自由にどうぞご発言ください。事務局に対してご質問もいいですよ。

どうぞ、〇〇委員。

【委員】 新しい時代における安全で美しい国土づくりのための洪水対策とあり方ですけども、この資料1-5の中で幾つか気になる点があったのは、事例に出ていますこのカトリーナのハリケーンの被害なんですけど、ニューオリンズというところは非常に特殊な地域であるということもここに書いておいたほうがいいかと思います。なぜかといいますと、非常に標高が低いので、お墓もこういう洪水対策のために、200年くらい前から鹿児島とか沖縄のような感じで、地面の中でなく、地面の上にお墓をつくっているんです。私たちが映画で見る「風と共に去りぬ」のああいうプランテーション風のおうちでさえも非常に土台のところが高いわけなんです。ですから、洪水があることが当たり前の上で社会づくりをしているところ、おそらく今まで洪水があった地域が何十年とか何百年もそういうものがなくなってしまった中で、家のつくり方まで変わってしまっているかと思うんです。

新潟の話もありましたけれども、新潟の魚沼地域に行きますと、下の土台がものすごく高く、そこには農器具が入るようなガレージみたいになっていて、その上に家が乗っかっているわけで、何でこんなアンバランスな細長い建物をつくっているのかしらと思って、もうちょっと何か日本的な地域に見合った形がいいかと思っていたら、雪が4mも、5mも降れば土台を高くしなければ、皆さんが生活の中で外に出て行けないという。そういう、やはり地域のこの1つの風土というか文化があって、美しい日本と考えたときに、洪水との関連性の中ではデストロイされる被害を受けることによって美しくなくなるからくつついているのではないかと思うんですが、もう少しそのところをきちっと説明したほうがわかりやすいかと思うんです。

それと、最後のところのこの22ページの中で、うるおいのある地域づくりの中でたくさんいい事例が出ていますけれども、だけれども「一方では」というところの中で、この「一方では」のところは、できたときはものすごく画期的だったんですね。というのは、困っていたところにつくられていたものなので、「一方では」ではないと思うんです。逆にこういうところをもうちょっとこういうふうにしていったほうがいいのではないかというふうに、逆じゃないかなと思うんですね。同じ建設をし、同じ労力と投資をしていく上においても、この美的感覚の視点がきちっとこの中に技術とともに入っていかないと、ただ技術として守ってくれるような護岸整備や川の整備をしてくれても、なかなかそれが美しい日本につながっていかないので、「美しい」ということが施策であるわけですから、景観ということ、あとは見た雰囲気というものもどこかに盛り込んだほうがいいのではないかなと思います。

もう1つは、先ほど言いましたそのニューオリンズ地域や、河川の地域で家を建てられているアメリカの家づくりの中には、川の近くや海の近く、そして災害が起きそうな地域では自分のリスクで物を建てるわけなんです。ですので、例えばフロリダ州の中でもちょうどメキシコ湾に面しているペンサコーラとか、その辺の海岸線のところは台風、ハリケーンがしょっちゅうなんです。そうしますと、そこで家を建てている方々は、もう毎年続くような時期は毎年建て直しているんですね。人の中にはあきらめてしまって、「もういいわ。あと二、三年、ほとぼりが冷めるまでそのままにしておこう」ということで建てないでにおいて、景観がきれいで海が見えて、とてもいいステータスの場所だから、「また建てよう」と。じゃ、それを壊されたときに、どこかから補助されるかということではなく、保険をきちっとかけている方は少しは出ますけれども、自分のリスクでそういうところに

建てるわけですから、もし日本の中で新しいやり方をするのならば、河川に家を建てた方々がいたり、または河川でここは洪水のおそれがある地域であるのならば、違うところに移転させてあげる補助金を出されて、それで河川の地域は1つ1つ国の管理下に戻していくような状況で、川の近くに住んでいらっしゃる方とか、危険な地域に住んでいる方の中には動きたくても動けないような自分たちの経済状況にあるわけですから、移転されたい方々のためにはちゃんと移転させてあげられるような仕組みもそこであれば、もっと河川というものが広がっていくような感じもしますので、何かそういうチョイスがある環境づくりをしてさしあげるといことも重要ではないかなと思います。

【分科会長】 よろしいですか。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。〇〇先生、どうぞ。

【委員】 この諮問要旨の非常に大きな問題になっているので、先ほどのご説明でもありましたけれど、だんだん政府予算が減少傾向にあって、いろいろ必要なこともなかなかできない。これは国土交通省だけじゃなくて、国全体のあれだと思うんですけど、そういうときだからこそ、私は1つ全体にまつわるものとして、河川整備ということで河川だけが、何か国土交通省の中で1つの河川だけというのが独立しているみたいな印象を与えるのがよくないと思うんですね。

今、これは当然ですけど、1つ予防的対策に対して投資するということは必要なことで、できる限りのことはやったほうがいいと思いますけど、どうしてももう河川事故というのはゼロにするということはもうできないと。これは、河川に限らないと思うんですけど、全体的な最近の傾向として、全く財源をなくすというのは、先ほども言ったように、もう予想もしないようないろいろなことが起こることになると、もう全くゼロにするということはできないとなると、起こってしまったときに最小の被害にするにはどうするかとか、そういうことの観点も必要だと思うんですね。

そういうことになってきますと、例えば、川が河川局のテリトリーというのがあって、川があってその河川敷があってとなると、こっちに道路があつたら、今度は道路局になっちゃうわけですよ。そうすると大抵、関係ないまでは国土交通省の場合にはなっていないかもしれないけど、もしも水が、例えばある意味で浸水していくということになったら、もう道路のこちら方にもどんどん来ちゃうわけですから、そういうときにどこら辺まで被害が来ていて、どのようにどの段階でもって避難したほうがいいのかなんていうことを教えようとする、道路のほうに、例えば1つそういうことを察知する方法として最近

重要だと思いますけど、センサーネットワークとか、そういうようなIT機器をかなり駆使するという事は非常に重要なことだと思うんですけど、例えばそれを全部河川局の予算でやらなきゃいけないなんてなると、ちょっと難しいと思うんですね。

だから、こういうときこそ、例えば今、もう河川だけが独立しているところはいいんですけど、やっぱり先ほどの大阪の話じゃないんですけど、住宅街の中を走っていると、いろいろな都心に近い部分のものに関しては、ほかのところとの協力をどうとるのかというところはひとつ、少ない予算を効果的に使っていく重要なポイントになるんじゃないかと思うんですね。例えばそのセンサーも、道路のほうにもつけると、そっちは道路の。道路局として嫌がるかもしれないけど。だから河川だけじゃなく、ちょっとみんなでやろうということをやらないと、なかなか河川局だけで予算が減って行って、あとはどうするといっても、多分いい答えは出ないですよ。どうしてもやらなきゃいけないことに対してもお金が減ってきてしまっているということだから、そこはひとつ大事じゃないかと思えます。

それともう1つ、河川敷などの、ここでも諮問の要旨のところに出ていますけれども、空間の再生はやっぱり重要で、国土交通省が進めているこれは使っている意味が違いますけれども、ユニバーサルデザインという観点からいけば、例えば災害が起きたときはもちろん必要だからそういう空間をあけているわけですが、災害が起きないときというのはいろいろ使えるわけで、もうちょっといろいろなことに使えるようにして、そこを使った者に対しての資金がこういう必要なことにちゃんと環流できるような仕組みをもうちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思います。いろいろ見直すときがきて、何か何となく昔からの慣習でやっていたから、自動車の道路教習所があるとか、何かわからないけど運動場があって、だれがやっているのといったらもう何かずっと昔から使っているからとか、随分よく見直していくともうちょっとほかのやり方があるんじゃないかなと思うようなものもあるのではないかと思います。

今のところちょっと2点だけ気がつきました。

【分科会長】 ありがとうございます。

【委員】 それと、今ちょっと言いましたけれど、国土交通省が今の省の政策としてITをすごく重要視しているので、ITの活用をやっぱり河川でも最大限考えたほうがいいということは、ちょっと言わずもがなと思ったんですけど、あると思います。

【分科会長】 新五計、なかなかおもしろくなりそうだな。〇〇先生。

【委員】 今の〇〇先生のご意見とちょっと関連するんですけれども、川のプロパーの話はわりとよく発言させていただいているので、きょうは初回なので自由ということなのでちょっと申し上げたいんですけれども、この諮問もそうなんです、それからこの資料の1-4の今後の検討方向もそうなんですけど、これを読みますと、何かとにかくもう金がないという話が最初からずっと出てきて、財政制約が続くとか投資余力が低下しているとか、ストックの観点が必要ということで、「ああ、お金がないんだな」ということがよくわかるわけです。河川局関係予算を見ますと9,233億円ということで、確かに少ないかなという感じもしております、ただ、公共事業はやっぱりとてもイメージが悪いので、真に必要なと申しますか、必要なものがあると言っても、「変なものもたくさんあるだろう」というのがくっついてくるものですから、なかなか擁護しきれないというところがありまして、まずはイメージアップに努めるということは喫緊の課題であろうと思うんです。

ただ、河川予算が、配分が硬直化しているところはちょっとおきまして、特に治水事業をやるのに足りないんだというのは、そういう面が確かに抽象論としてはあるのかなと思っております、私は一国民として申し上げたいのは、道路特定財源の話ですが、これは一般財源化するというのには本来的にはいいのかもしれませんが、なかなか真に必要な道路には使って、残りは使いますよという話なんだけれども、しかし、そういう要件設定というのは少なくとも法律家から見ればほとんどあまり意味のない要件設定であります。そうすると、やっぱり公共事業予算の中での配分をもう少し変えてほしいなと思うし、それから景気対策として公共事業をやるというふうにしなくても、何も道路である必要はないし、道路ばかりつくってもしようがないしということになりますので、ほんとうはいきなり一般財源化とまではいなくても、もう少し公共事業予算の中で柔軟化してもいいんじゃないかなという感じは非常に強く持っているところで、そういうことは、どうなんですかね。やっぱりもう少し局間の、ひいては国土交通省のためになるし、河川局のためにもなるのでやってほしいなと思っております。

あともう1つは、公共事業のイメージにもかかわると思うんですけれども、ただ河川の話というのはほんとうに利害関係を持っている人とかは別なんですけど、被災のおそれがあるという人にとってはもう地方も都市も関係ないんですけれども、相対的にいうと、やっぱり地方にちょっと重点的に事業予算が使われるというイメージがあって、そうすると、利害関係のない一般国民の観点からすると、もう少し都市のほうに重点的に回してほしい

という声が聞こえてきます。なかなか国会でチャンネルとして上がってこないような声というのがあると思うので、特に河川事業についてはその部分に配慮しながら、使い道を示していくみたいなどころが必要なんじゃないかなと思っております。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかは。

【委員】 本来、国のやるべきことというのは非常に長期的な将来を予測して対策を打つというのが一番大切なことだと思うんです。

一例を言えば、今、少子化でほんとうに慌ただしくいろいろ政策を練られているけれども、20年前に今の成人人口の予測なんてできているはずなんですよ。その間に一体少子化対策として具体的なことを何をやってきたかというのが、私らは一番国のやり方の中でおかしいなど。

今、国の方向としてこういうことに関して言えば、温暖化の傾向というのは、もうこれは避けられないと思うんですね。今年のこの冬なんて異常だけれども、これも異常じゃないかもわからない。そうなってくると、今、南極・北極の氷がどんどん溶けて水位が上がる。必ずこれは上がるわけですよ。そういったものの対策というのは本来国が一番手を打たねばならないことであって、例えばゼロメートル地域、ここにも全国で非常に氾濫域に人口、資産が集中しているというような話でも、こういうところから人口、資産をもう少し散らすということは、本来国の政策でやるべきなんですね。

地震というのはなかなか起こる起こるといって、伊豆地震でもほんとうに起こらないし、非常に予測が難しいところがありますけれども、あのときでも全国の断層の地図を詳細に発表すると地価が下がるといって、非常に反対を受けたんです。だけど地震はまだほんとうに起こるか起こらないかということはなかなか身をもって感じないんだけど、この氾濫域で水位が上がってくると被害を受けるというのはもう明らかなんだから、もっとこの氾濫区域というのはこういうところだよと。そこは土地が安くなれば、氾濫するかもわからないけれども自分のリスクで住みなさいと。その対策も自分でしなさいというようなことでいいと思うんです。

これはかなり以前、もう戦前の話ですけども、滋賀県に近江八幡というところがありますが、琵琶湖というのは必ず氾濫するんですよ。水位が上がる。そうすると、周辺の家は軒先にみんな舟をつっていて、水が増えると自分で舟に乗って移動するというように、水との対応をみずからやりながら暮らしていた。もちろん水となじむことによって非常にいいこともあるわけですけども、そういうふうな意味で、例えば氾濫域に人口集中しな

いように、やっぱりそういうふうな、特に別にお金をかけなくても、こういう地域はそういう危険地域だということをもっと広報することによってできるわけですよ。あるいは、これだけの暖冬。私は暖冬になると、おそらく谷川山系とかみんな雪は降っていないと思うんですね。これはもう特に今後ずっと考えれば、東北地方の雪も減ってしまえば、雪というのはもう最大のダムですから、おそらく大変な水飢饉になるのではないかと。

そういうふうな、暖冬によって、地球の温暖化によって起こる気候変化に対応して、待ち伏せするような政策をもっと打つべきではないか。これはもう対症療法でやっていたら、先ほども言われましたけど、川をどういうふうにするとか、あるいは、私は思いもしなかったんだけど、僕は山登りが好きで昔は黒部へよく行ったんですが、でも、ダムが埋まってしまうと。「こんなの、ほんとうにせっかくなつくっても」と、そこまでしか考えなくて、あのダムの砂をとめることによって、海岸がどんどん下がってしまっているなんていうことはあの当時想像もしなかった。国民のレベルはそんななんですよ。自分の目の前を解決したらもうそれでいいと思って、ハッピーだ。まあいえば、皆さんのことを尊敬するんだ。だから、国として考えれば、この土砂を全部とめてしまうと、海岸がどんどん減ってきて、日本を取り巻く白砂青松の浜がなくなるなんてことは、もっと国民に教えないといけないし、目先の土砂をとめてくれという声に、ある程度土砂も下に流さないといけないんだというピーアールをすとか、そういうふうな、もう少し待ち伏せというところと言葉があれなんだけど、これから起こる地球の傾向、傾向をつかまえて、国の方針としてもっと取り上げてもらわないと、結局対症療法やっていると、もう少子化対策と同じことになりますよ。減ってしまってから幾ら慌てたって、そんな急に子供はできないんだから、というふうに思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。今度は〇〇さんですか。

【委員】 短く要点のみ申し上げます。一級河川の109河川のうち、83河川は先週ようやく回り終えたところです。その83河川を見て、もうこれだけは言わなきゃいけないという内容は、日本の地盤がまことに脆弱な地盤の上に乗っている。だからこれはヨーロッパやほかの国の条件とは全く違うという国民的認識みたいなものを最初に自覚すべきじゃないでしょうか。これまでの治水の歴史というのは洪水の歴史であって、こんなにたくさん川の1つ1つ見て、洪水のない川ってないんですね。むしろ、もう洪水が次々と数珠つなぎみたいに起こっている。これは国民的認識として、まず最初にきちっと申し

上げなきゃいけないことじゃないかなと思います。かろうじて何とかやってきたのは、治水に対する民意が私は高かったんじゃないかと思います。全体の国民的民意といいますか、防災能力というか、自己防衛というようなものが。これが残念なことに昨今、落ちているんですね。河川を見ていると、ああ、これは50年前だったら多分あったらと思うことがなくなっていたり、それを人為的に構築することが課題になります。でも意識改革って時間がかかりますよね。しかしながら、現実はこちらなんだということをやっぱり知らせなきゃいけないんじゃないかと思います。

あともう1点は、北海道に行って初めて木流し工法というのを、見たことがなかったのが目の当たりに洪水時期に実際のところ行って見ましたら、あれはもうほんとうにとろくって、即座にきくものじゃないんじゃないかと思っていたのが、かなり効果的なんですね。あんな古くからやっている木流し工法なんていうのが。こんなふうには水害に対してこれまで培ってきた財産だったんですね。やたら消費だけして、もう一回蓄積していないことと、もう1つは木流し工法をやる技術者というか、工法をきちっと伝承している人がどのぐらい各河川事務所にいるか。技術者がとても少なくなって、熟練の人がとりわけ少なくなっています。新採がない事務所がたくさんあって、技術の伝承をどうしたらいいか、水害に対したときに即行動する兵力といいますか、それが少なくなっているんじゃないかと思います。

あと、最後に、カスリン台風のときの被害、これは敗戦の後に非常に日本の水害が多かったわけですけど、この敗戦後きちんとした、こうこうしかじかでこういうふうになりました。それが故にという原因と結果みたいなものをきちんとやっぱり国民的に認識させなきゃいけないんじゃないかなと思います。以上です。

【分科会長】 時間が押してきたけど、どうぞ。〇〇先生。

【委員】 5年、10年を視野に入れて5年ということなんですけども、温暖化で水の災害は増えそう。それから、もうストックが老朽化して、これは緊急に改善していかなくちゃいけない。その2つの大きな障害のもとで、どうやって治水、安全を確保していくか。これは全く同じことを下水道がずっとやっているんですよ。下水道の委員におりますので、毎回毎回。どうして一緒にならないのかと、毎度ここで申し上げるんですけど、例えばここで「治水」という言葉があるんですけど、下水はあまり治水と言わないんですね。特に自治体の下水道は治水をやっていない。治水は河川法だから、自分たちの内水氾濫対応は治水でないと、はっきり言う人たちもいます。もう、特に都市河川の場合には、よく

言うんですけど、国民が見て川だと思っている流れのかなりの部分は実は河川法のコントロール下になくて、下水道法のコントロール下なんですよね。みんなが「川だ。川だ」と言っているのは、実は都市雨水路なわけですよ。都市雨水路をどういうふうにして総合治水をやるかなんていう話もしているわけで、先ほどの話で、都市を中心にしてもう一度危険分散その他を考えるのであれば、もう即刻下水道と河川は統合してもらわないとだめだと僕はもう日々思っています。ただ、5年は無理だし、10年は無理だし、多分この枠組みと別の枠組みで、おそらくそういう議論をしているんだと思いますけれども、水循環局なのか省なのかわかりませんが、土砂まで入れれば、日本の国土で言えば水循環省があったっていいくらいだと僕は思うんですけど、そういうグランドビジョンをそろそろやったり、河川が出さないと、下水は出せないんじゃないかなと思うんですね。今の5年の議論とはちょっと違うんですけども、もう都市ではそういうのが切実な問題になっていますので、ぜひそういうところまで視野に入れた議論をどこかでできるようにしていただきたいと思います。

【分科会長】 ほかにいかがですか。どうぞ。

【委員】 皆さんもうおっしゃったことなんですけれども、私は環境問題を長く担当していて、気候変動がいろいろ出てきて、やはりかなり厳しい状況になってきていると思うんですね。だから今までずっと明治以来西洋から学んだ工法などをいろいろやってきたのは、安定しているわけですね。安定しているというか、気候がほぼ同じ。それで100年に一度、200年に一度という計算も成り立っていると思うんですけど、これからは相手がちょっと出方がわからないような状況があるんじゃないかと思ひまして、非常に大きな変化があるかもしれないので、それに対応するためには、今言ったようにお金がない、何がない。お金なんかどこを探したって、どこの省だってないと言うに決まっているわけですからね、あまりそれを言わなくていいと思うんですけども、どうしても工夫が必要なわけですよね。限られた予算で、それから相手の出方が今までとはちょっと違った出方をしてくるので、今までこれで大丈夫だろうと思ってみんなでやってきて、それで安定してきたわけですね。それがちょっと様子が変わってくるので、大分腰の据え方が違ってくるような気がするんです。それでそれをどうやっていいかちょっとわからないと思いますので、今、皆さんがおっしゃったように予測とか、いろいろなこと、どんなことが起こるのだろうかとか想定するとか、いろいろな新しい組み立て方を考えないといけない。ただ、すぐにそれがどういう相手が変わってくるのかまだわからないから、しかし、その間何年かはあ

るわけですね。5年、10年。その間にどうしても、皆さんがおっしゃったように国民のほうの意識、フットワークをよくしないと、これはどこから破れるかわからないわけですね。今までは大体この辺が破れるだろうとわかっていたわけですが、それが全く予測がつかないようなところに集中豪雨が起こったりとか、いろいろするわけですので、どうしても皆さんもおっしゃったように学習といいますか、国民のほうにいろいろな形で学習させる。そういうことで、学習面を少し強化するようにはしたらいかかと。

〇〇先生もそうですけど、私自身も外で子供を遊ばせるようなことをいろいろこのところ20年ぐらいやっています。最近思っているんですけど、これは後ほどまた具体論のときに提案しようと思うんですけど、防災教育と環境教育、自然体験、これを一体化すると非常にいいんじゃないかなと思っていますので、特に子供のころから少し川に親しみながら、しかし、川はどうやって暴れるかわからないから、そういうときには最低限これだけの知識は持っていたほうがいいよというようなことを、まずこちらサイドのフットワークをよくしてみようかなというようなことも同時にやっつけていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですね。ちょっとそれが怖いんです。相手の出方がちょっとわからなくなってきたような状況になってきているんじゃないか。それに対応する作戦をつくるまでの間が一番危険なわけですから、その辺のところをやっぱり考えなきゃいけないかな。そんなところですよ。

【分科会長】 〇〇委員。

【委員】 きょうは第1回という最初のあれですので、このお金がない、何も無いというそういう話じゃなしに、治水にしてもあれなんですけど、これはこういうところでは言うべき内容かどうかあれなんですけど、予防的という中で、ここにございますような予防的な対策のほかに、やはり先ほど来ありますように、予測とか、いわゆる流入源というか。一番最初に流入する雨の問題。気象庁とか河川局とか、いろいろなところが関係すると思うんですけど、ハードウェアとして、ドップラーレーダーとか偏波レーダーとか、諸外国、アメリカなんかでも相当進んできているそういう観測システムと計算機支援、さっきのITもありましたし、そういう形で、この分野にもう少し充実投資すれば、雨の予測の精度がアップする。そういう状況がもし精力的にやることによって流入源である雨の部分をもう少しアップすることで、それも危機管理とか、生命だけは少なくともという避難とかそういう形のものも、1つの減災とか治水像を考えるならば、そこの部分をもう少し投資するような形のものも1つの予防的という形の政策の中に入る内容になりはしないかなと。そ

ういう形で河川局や国土交通省のほうに気象庁も入っているし、それから、はかるという行為もそうだし、予測という行為も、そういう形でハード、ソフト連携した形という意味合いで流入圏情報なり、流入源対策とでもいえるかもわかりませんが、そういう施策にも目を向ければどうかなと、そういう印象でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。〇〇委員、何かありますか。

【委員】 これからの話で、気にさわった方はごめんなさいということで申し上げたいと思います。

まず、金がないということは、金がないから金を出せという意味で事務局が提案したのではなくて、金がないなりに今度は仕事の仕方をどのように変えていこうかということの諮問だと受けとめました。今まで高度成長時代に河川氾濫区域にニュータウンが陸続としてつくられた。この氾濫防御のために、技術と資力を費やして安全にしてきた。技術の凱歌でありますけれども、治水投資の勝利でもあります。資力がなくなってきたということは、そういう時代の発想からもう変わるんだという決意だと受けとめたいと思います。

それから、〇〇さんと〇〇がそれぞれ上下流としてのお話をされたので、これ以上に突っ込んだ質問をしたら、どういうふうに怒られるかなと思いつつ申し上げます。先ほどの話で100分の1だから安心していたら、400分の1の雨が降って大変なことになったと。これから100ヘクタールの遊水池をつくらないといかん。住民に「下流のために、おれたちは犠牲になるのか」と言われたというお話であります。

実は、今までもその延長で来たのではないかなと思います。上で降った雨を全部信濃川にたたき込んで、新潟へ持って行って、あふれさせない。任してくれと言ってきた治水哲学だったんだと思います。それはもうできなくなった、降ったところで自区内処理をやらしてもらえないかと言うと、市長さんは大変だと思うんです。しかし、それぞれのところで処理しないと、必ず下流は引き受けないといけないことになります。だからと言って、上であふれさせる遊水池しか手がないんだというのでは策がなく、金が無限大に必要なと思います。

ですから、今からみんなよくしようと。よくなり方についてちょっと考えてみませんか。極端なことを言うと、住宅は100年に1回の洪水まで絶対保証します、農地は申しわけないけど30年に1回ぐらいで何とかならないかな、対象に応じた安全度を選択的にセツトしよう。そうすると、新潟は大集落ですから、どうしても100分の1にしよう。見附市はちょっと通っただけであまり知りませんが、住宅連たん区域には輪中堤でも、内水

ポンプでもしっかりつくります。しかし、田んぼのところは住宅地よりは手を抜きましようよということができないかというのが、私の提案であります。そのときに、頻繁に浸かるところは30年に1回まで浸からないようにするけど、100年に1回のときは浸かるかもしれない。そのようなところは、できれば住宅はつくってほしくない。これは、災害危険区域指定制度の適用ということになるんだと思います。この制度、建築基準法で市町村の責任においてやりなさいとなっています。それを市町村に言って突き放しているんですけど、〇〇委員みたいに非常に感性の鋭い方はすぐおやりになっていただけたらと思います。全国各市町村長さんにそれをみんなやれと義務化するのはいかがなのか。これは治水対策に責任ある河川行政が責任を持って、ここは100分の1で守ります、ここは申しわけないけど、30分の1以上では残念ながらあふれるかもしれない。だから住宅はつくっていただきたくない。ましてや、工場団地が来るときは、そこは輪中堤でしっかり囲んでポンプもつけて、100年に1回でもつかないようにするとか、あるいは、企業の責任においてやりなさいとか、防御対象に応じた安全対策、即ち土地利用に応じた安全対策を考えないといけない。そうしなければ、上下流問題は解決がつかないんじゃないかなと思います。

ちょうど関係される先生と市長さんがおられるので、こんなことを言ったら反論があると思いながら発言させてもらいました。ぜひ、それをバックアップするメニューを、少なくとも河川行政が用意しないと、市町村長に任せれば金が無限大に必要な時代になってしまうのではないかと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。大変論争的な提案ですから、今後……。

【委員】 いいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 今のお話で、私どもは中流域なんです。だから、当然上流域のものを下流まで今受けているものを中流域で受けようということで、今言ったように輪中という発想で今回出されておまして、だから、水田を常日ごろ50年間使える。その水害が予定以上に出てきた場合にその田んぼで受けるという、それを1つの発想でしますから、最も少ない費用でダムというか、そういうものを今回するという事なので、ぜひこれはできれば日本全国のいろいろな治水の1つのモデルになるんじゃないかという発想で今やっているということでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

【事務局】 この辺りで、失礼させていただきます。

【分科会長】 今日は、お忙しいところありがとうございました。

【事務局】 いろいろなお話を聞かせていただきました。大阪に行ったら、新しい事務所を訪ねてみたいなと思いました。それから、〇〇先生の道路と堤防のコラボレートとかこの辺も。皆さんのご意見を分科会長のもとで取りまとめていただき、そして、それを血肉にさせていただこう、そんな思いをひしひしと感じました。

本日は、どうもありがとうございました。

(〇〇退席)

【分科会長】 ありがとうございました。

これは議論は尽きないようですが、時間の関係がありますから、今日はこの議題につきましてはこの辺にしたいと存じます。

ご多忙の中、専門委員としてご出席いただきましたお三方、今後の治水対策のあり方についての審議も終了いたしました。この後の議事につきましてはご退席いただいて結構かと存じます。本日はありがとうございました。

(専門委員退席)

【分科会長】 それでは、一旦ここで休憩をとりたいと思います。5分ほど休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

(知事着席)

【事務局】 よろしゅうございますか。

それでは、後半部分を始めさせていただきたいと思います。

先立ちまして、委員の方のご紹介をさせていただきます。常呂川水系以下6水系の基本整備方針の関係で、北海道知事、宮城県知事、新潟県知事、高知県知事、鹿児島県知事のそれぞれの代理の方に今日はご出席いただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、〇〇分科会長、よろしく願い申し上げます。

【分科会長】 今日はそういうことで臨時委員の先生方、ご出席いただきましてありがとうございました。

それでは、2番目の議題、常呂川水系、名取川水系、物部川水系、十勝川水系、関川水系及び肝属川水系。6つもありますが、この河川整備基本方針の策定について、議題に供

したいと思います。

本件は、先般国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものであります。

これを受け、河川分科会として、効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、河川分科会運営規則に基づき、当分科会に設置した河川整備基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。

小委員会での経過及び結果につきまして、〇〇委員長よりご報告をお願いいたします。

【委員】 〇〇でございます。

それではご報告申し上げます。資料は資料2、各水系の基本方針（案）の概要、それから、資料3が委員会報告の私のシナリオであります。それから、資料5-1から5-6でこれまでに基づきまして報告申し上げます。

常呂川水系、名取川水系、物部川水系、十勝川水系、関川水系、肝属川水系の各河川整備基本方針の審議結果についてご報告いたします。

常呂川水系、名取川水系、物部川水系については10月31日、12月11日、十勝川水系、関川水系、肝属川水系については11月21日、11月30日の2回、小委員会を開催しました。小委員会には各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。メンバー表は資料3の最後のページ、8ページにございます。

各水系の河川整備基本方針の概要と審議において、出席された委員の主な意見とそれらへの対応についてご紹介いたします。

まず、常呂川水系の概要でございますが、資料2の1ページでございます。常呂川は北海道北東部に位置しており、流域面積は1,930平方キロメートル、幹川流路延長120キロメートル、想定氾濫区域内人口約6万人の一級水系で、流域内ではタマネギやホタテの養殖が盛んであり、道内有数の生産量を誇っています。

基本高水のピーク流量は流量確率による検証、既往洪水からの検証等の結果を踏まえ、既定の計画である工事実施基本計画と同様に、基準地点北見において1,900立方メートル/秒とし、洪水調節施設と河道への流量配分についても工事実施基本計画同様に河道で1,600立方メートル/秒、洪水調節施設で300立方メートル/秒としています。下流部の大きく蛇行している区間については河道の平面形及び河岸等の樹木が流水に与え

る影響を把握し、洪水流の流下に効果的な河道掘削を行うこととしています。

魚類等の良好な生息環境となっている大きく蛇行した低水路を保全するなど、良好な自然環境を保全しつつ、多くの人々が楽しめる河川空間となるよう取り組むこととしています。

動植物の保護・漁業など9項目の検討により、維持流量を設定し、流入量等を含めて、北見地点における正常流量をおおむね8立方メートル/秒に設定しています。

審議結果でございますが、資料3の小委員会報告の1ページをごらんください。

「常呂川水系の下流部は低水路が著しく蛇行しており、低水路の蛇行や樹木の影響が流水に及ぼす影響について検証する必要があること、あわせて河道改修の実施に当たっては、蛇行している現在の河川環境を保全することが重要である」との意見がありました。これについては、常呂川下流部の樹木や河道の平面形状が流水に与える影響を検証するとともに、河道改修に当たっては、その影響を考慮しながら実施すること、あわせて現在の河川環境にも配慮することについて本文に記載することといたしました。

具体的には、資料5-1常呂川水系河川整備基本方針（案）の対比表の7ページ、右側の2行目に、河道掘削に当たっては「河道の維持、大きく蛇行する低水路など良好な河川環境の保全に配慮しつつ、河道の平面形及び河岸等の樹木が流水に与える影響を把握・考慮しながら実施する」と記載しました。

その他、すべての水系に共通する事項が3点ございました。

「河川の維持管理の計画を定め、実施体制の充実について記載すべき」との意見がありました。これについては本文に記載することとし、具体的には、常呂川水系では、この資料の対比表6ページの右側の上から16行目に「河川や地域の特性を反映した維持管理に係る計画を定め、実施体制の充実を図る」と記載しました。他の水系についても同様に記載いたしました。

「河川工事等で河川環境に影響を与える場合に、影響の低減に努める旨を記載すべき」との意見がありました。これについては、本文に記載することとし、具体的には、常呂川水系では対比表8ページの右側の上から18行目、「河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る」と記載いたしました。他の水系についても同様に記載しました。

河川整備基本方針における正常流量の記載の方針について、平成19年1月26日の河川整備基本方針検討小委員会で審議を行い、正常流量の確保の見通しがある場合と困難な

場合で書き分けを行うとともに、正常流量の用途を記載することといたしました。具体的には、「河川の総合的な保全と利用に関する方針」の「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」で、この流量の確保の見通しがある場合は、「必要な流量を確保する」とし、確保が困難な場合には「必要な流量の確保に努める」としてまいりました。

また、主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項でございますが、従来、立法当時、洪水の流量を一定の河道流量の中におさめると同時に、維持流量についてはダムを建設して確保するということが大きな意図であったと思います。しかし、各水系の事情によって、長年調査検討するということでおかれてまいりました。河川法を改正して既に40年がたっているわけでございますので、この流量の扱いについて終始今まで水系の審議の中で議論をしてまいりました。

一応、この流量はダム建設の1つの必要性としての根拠でもありますが、また一方で水利権許可の判断根拠でもある場合もあり、また、河川環境の保全の目標流量でもあり、あるいは渇水調整を行う場合の判断基準でもあるので、やはりこれは定めるべきではないかという意見に一致いたしまして、その結果、ダム建設による確保が困難な場合においても設定することとし、円滑な水利用、水利使用、流水の適正な管理など、具体的な用途を記載することといたしました。

今回の6水系については、まだ議論が終わったばかりで、内容が反映されておきませんが、みなさまのご了解により、本方針にのっとり対応させていただきたいと思っております。きょう、ご報告後、常呂川、名取川、物部川については「努める」とし、十勝川、関川、肝属川については「確保する」と記述してございますが、ただいまもご説明申し上げましたように、従来「努める」と書いていた河川については、「流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資する」ということで書き加えさせていただきたいと思っておりますので、分科会長のご了解を得て、最終の仕上がりにはそのように修正させていただけるようお願いする次第であります。

以上が常呂川水系でございます。

次に名取川水系についてご説明します。また資料2の方針（案）の概要2ページをごらんいただきたいと思っております。

名取川は流域面積939平方キロメートル、幹川流路延長55キロメートル、想定氾濫区域内人口22万人の一級水系で、東北地方の社会経済基盤の中心をなす仙台市中心部を貫流するとともに、中下流部には東北新幹線、東北縦貫自動車道等の基盤交通網が整備さ

れている東北地方の交通の要衝でもあります。

基本高水のピーク流量は、流量確率による検証、既往洪水からの検証等の結果により、既定の計画である工事实施基本計画と同様に本川の基準地点名取橋において4,700立方メートル/秒、支川広瀬川の基準地点広瀬橋において4,000立方メートル/秒としています。洪水調節施設と河道への流量配分は工事实施基本計画において、名取川において河道で3,400立方メートル/秒、洪水調節施設で1,300立方メートル/秒、広瀬川において河道で2,700立方メートル/秒、洪水調節施設で1,300立方メートル/秒としていましたが、下流河道の特性を踏まえた上で、できる限り河道で分担するよう検討した結果、河川整備基本方針では、名取川において河道で3,800立方メートル/秒、洪水調節施設で900立方メートル/秒、広瀬川において河道で2,800立方メートル/秒、洪水調節施設で1,200立方メートル/秒としています。宮城県沖地震が今後30年間で99%の高い確率で発生が予想されることから、地震・津波対策として堤防の強化や高潮対策を実施することとしています。仙台市中心部を流れる広瀬川については、樹木伐採や中州・寄州除去を計画的に行うこととしています。

広瀬川においては多様な植物の生息場となるワンドや瀬・淵、ヤナギ林や抽水植物群落を保全するとともに、典型的な潟湖である多様な汽水魚、海水魚や貴重な海浜植物、抽水植物が生息・生育する井土浦では、生物の生活史を支える環境を確保できるよう配慮することとしています。

動植物の保護・漁業など9項目の検討により維持流量を設定し、水利流量、流入量を加えて正常流量を設定し、名取川の名取橋地点において、9月から10月は2.5立方メートル/秒、11月から8月は2立方メートル/秒、広瀬川の広瀬橋地点において、9月から10月は2.5立方メートル/秒、11月から8月は2立方メートル/秒に設定しています。

資料3の2ページをごらんいただきたいと思います。「名取川は内水を排除する時間と外水のピーク流量が重なりやすい特徴があるが、内水計画をどのように基本方針に盛り込んでいるのか」と質問がありました。これについては、名取川においては内水量を見込んで計画高水流量を検討しており、具体的な整備についても、名取川下流部の左岸地区においては国と宮城県、仙台市が連携して計画を検討しているとともに、右岸地区においても今後調整して検討を進める旨の説明がありました。

「広瀬川においては中州や寄州の薄く堆積している土砂に繁茂している樹木が洪水時に

流木となり、下流の特殊堤区間の橋脚に引っかかる危険があるのではないか」との意見があり、その対応について本文に記載することとしました。

これは資料5-2名取川水系河川整備基本方針（案）の対比表の8ページ、右側の下から1行目から「河道内の樹木については、下流河川を渡河する橋梁等の構造物への影響を勘案し、河川環境の特性に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況をモニタリングしながら、計画的な伐採等適正な管理を実施する。また、河道内の州の発達や深掘れの進行についても、適切なモニタリング及び管理を実施する」と記載しました。

「名取川の釜房ダムにおいては、ダム湖の水質改善に向けて取り組んでいるため、ダム湖の水質についても記載すべき」との意見があり、本文に記載することとしました。

具体的には、この資料の6ページの右側の上から1行目、「一方、釜房ダム及び大倉ダムの水質は、湖沼の水質環境基準のAA類型となっている。なお、釜房ダムについては、ダム上流域の家庭雑排水や畜産排水等による汚濁が見られたことから、昭和62年9月の湖沼水質保全特別措置法指定に基づき貯水池水質保全計画を策定し、河川管理者、流域住民、関係機関が一体となって水質改善に取り組んでいる」と記載しました。

次に、物部川水系についてご説明します。また資料2の3ページをごらんください。

物部川水系は高知県東部に位置しており、流域面積は508平方キロメートル、幹川流路延長71キロメートル、想定氾濫区域内人口約6万人の一級水系で河床勾配は上流部で40分の1、中流部で145分の1、下流部で280分の1の急流河川です。

基本高水のピーク流量は流量確率による検証、既往洪水からの検証等の結果を踏まえ、既定の計画である工事实施基本計画と同様に基準地点深淵において5,400立方メートル/秒とし、洪水調節施設と河道への流量配分については、工事实施基本計画では河道で4,740立方メートル/秒、洪水調節施設で660立方メートル/秒としていましたが、下流河道の特性等を踏まえた上で、河道の分担量を検討するとともに、既設永瀬ダムの操作ルールの変更等を行うことにより、河川整備基本方針では、河道で4,900立方メートル/秒、洪水調節施設で500立方メートル/秒としています。引堤や河道掘削等により河積増大を図るとともに、急流河川特有の洗掘や浸食に伴う破堤等を防ぐため、必要な高水敷幅を確保した上で水制工や護岸等の整備を行うこととしています。

アユ等の産卵場となる瀬の保全に努めるとともに、濁水とその長期化を改善するために、関係機関と連携し、土砂流出抑制やダムでの濁水の有効な排出方法の検討を行うこととしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関してでございますが、動植物の保護・漁業など9項目の検討により、維持流量を設定し、流入量等を含めて、杉田地点における正常流量をかんがい期はおおむね18立方メートル/秒、非かんがい期はおおむね10立方メートル/秒に設定しています。

審議結果でございますが、資料3の3ページをごらんいただきたいと思います。

「深淵地点の左岸は無堤部であるが、どのような対策を講ずるか」の質問がありました。これについては、深淵左岸は河岸段丘のため、洪水の氾濫域は限定されるが、家屋、し尿処理場等が計画高水位以下の地盤にあるため、堤防整備を計画している旨の説明が事務局よりありました。

これに対して、「右岸側に資産が集中しているので、右岸側の整備を優先した上で上下流バランスとともに、その点を留意して整備を進めるべき」との意見がありました。これについては本文に記載することとし、資料5-3物部川水系河川整備基本方針（案）の対比表の8ページ、右側の上から1行目に「本川及び支川の整備に当たっては、下流平野部において人口・資産が集積しており、特に右岸側については、一度氾濫すると広範囲に氾濫水が及び、被害が甚大となることに留意して、右岸側の整備を優先した上で、本支川及び上下流間バランス等を考慮しつつ、この地域の開発状況や整備の進捗状況等を十分に踏まえて、水系一貫した河川整備を行う」と記載しました。

「濁水の原因とその対策について」質問がありました。これについては、平成5年の山火事や平成16年、17年の台風による山腹崩壊等が影響しており、ダム下流で濁水が長期化している旨の説明が事務局よりありました。また、濁水長期化の対策については、技術的な検討を行うことを目的に、平成17年10月に高知県と連携して「物部川濁水対策検討会」を設置し、濁水の実態把握に努めるとともに、流域対策や貯水池対策を検討している旨の説明が事務局よりありました。

次に、十勝川水系でございます。資料2の4ページをごらんいただきたいと思います。

流域、河川の概要ですが、十勝川水系は北海道東部に位置しており、流域面積は9,010平方キロメートル、幹川流路延長156キロメートル、想定氾濫区域内人口が約16万人の一級水系で、流域内には広大な十勝平野が広がり、大規模な農業が営まれ、畑作、酪農、畜産が盛んで、日本有数の食料供給地となっています。また、帯広市内で土砂生産が多く、急勾配の札内川、音更川が本川に合流しています。

災害の発生防止または軽減に関してですが、基本高水のピーク流量は流量確率による検

証、既往洪水からの検証等の結果を踏まえ、既定の計画である工事实施基本計画と同様に基準地点茂岩において1万5,200立方メートル/秒、帯広において6,800立方メートル/秒とし、洪水調節施設と河道への流量配分についても工事实施基本計画と同様に茂岩において河道で1万3,700立方メートル/秒、洪水調節施設で1,500立方メートル/秒、帯広において河道で6,100立方メートル/秒、洪水調節施設で700立方メートル/秒としています。

サケやシシャモ等の生息環境をはじめ、生物の良好な生息・生育環境を整備・保全するとともに、河川に関する市民活動が盛んなことを踏まえ、関係機関や地域住民と連携し、利用しやすい水辺を整備・保全することとしています。

動植物の保護・漁業など9項目の検討により、維持流量を設定し、流入量等も含めて、茂岩地点における正常流量をおおむね70立方メートル/秒に設定しています。

次に、資料3の小委員会報告4ページをごらんいただきたい。

「急流河川である一次支川札内川について、水衝部に連続的に水制工を設置し、中規模以下の洪水では効果を発揮しているが、計画規模の洪水時には機能限界を超え、堤防の安全性が損なわれるおそれがある。計画規模の洪水時には札内川からの流出土砂が本川の合流点付近へ堆積し、洪水の疎通に影響を与えるおそれがある。このことから、継続的な検証を行い、必要に応じ対策を実施すべき」との意見がありました。これについては、河道管理を行いつつ、継続したモニタリングの実施や土砂動態の予測手法について検討し、必要な対策を行う旨の説明が事務局よりあり、その旨を本文に記載することとしました。

具体的には、資料5-4十勝川水系河川整備基本方針（案）の対比表の9ページ、右側の11行目に「急流河川特有の土砂を含んだ流水の強大なエネルギーにより引き起こされる洗掘や浸食に伴う破堤氾濫等を防ぐため、現象の十分な把握を目的とした監視、調査を継続的に実施し、その結果を踏まえ必要な対策を行う」と記載しました。

「十勝地方を含む千島海溝沿いは過去にしばしば巨大地震が発生しており、今後も発生の可能性が高いため、地震・津波対策が課題である」との意見がありました。これについては、平成15年9月に発生した十勝沖地震を契機として関係自治体との連携により、津波浸水予測図や、津波避難計画の策定が進められている。今後発生が予想される海溝型地震に対しては、引き続き関係機関と連携を図りながら被害軽減を図ることとしており、その旨を本文に記載することとしました。

具体的には、この資料の9ページの右側の21行目、「流域内の全市町村は、日本海溝

・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、河川周辺の利用状況や住宅等の集積状況等を踏まえ、防災等関係機関と連携を図りながら、情報連絡体制や必要な施設整備等について検討を進め、地震・津波被害の軽減を図る」と記載いたしました。

「十勝川に生息するサケやシシャモ等の遡上に必要な連続性の確保について、現状及び今後の取り組み」に関する質問がありました。これについては、中流部に位置する千代田堰堤が十勝川では最大の横断工作物となっており、特に小型魚・低生魚の遡上を阻害しているが、現在建設中の新水路ではすべての魚種を対象にした魚道を設置し、遡上環境の改善を図っている等の説明が事務局よりありました。以上でございます。

次に、関川水系に移らせていただきます。再び、資料2の5ページをごらんください。

関川の流域及び河川の概要でございますが、関川は新潟県西部に位置しており、流域面積1,140平方キロメートル、幹川流路延長64キロメートル、想定氾濫区域内人口10万人の一級水系で、最大支川の保倉川と合流している低平な河口部付近には市街地・工業地帯が形成されており、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生するおそれがあります。

過去の災害の発生防止または軽減についてですが、基本高水のピーク流量は流量確率による検証、既往洪水からの検証等の結果により、既定の計画である工事实施基本計画と同様に、本川の基準地点高田において3,700立方メートル/秒、支川保倉川の基準地点松本において1,900立方メートル/秒としています。また、洪水調節施設と河道への流量配分は、関川の高田地点では工事实施基本計画と同様に3,700立方メートル/秒、保倉川の松本地点においては工事实施基本計画と同様に700立方メートル/秒を放水路で分派するものの、放水路の想定している位置を変更したため、1,900立方メートル/秒としていた河道の流量を、河川整備基本方針では1,200立方メートル/秒といたしました。関川では河道掘削等により流下能力を確保することとしましたが、掘削に当たっては河道の安定・維持、特に河口部の河床変動等を監視・把握しながら計画的に実施することとしています。

河川環境の整備・保全でございますが、アユ等の良好な産卵場を保全するとともに、冠水頻度等を考慮した河道掘削により、湿地環境を好む動植物の生息・生育環境を保全・再生することとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関してですが、動植物の保護・漁業などの9項目の検討により、維持流量を設定し、水利流量、流入量を加えて、正常流量を設定し、高田地点においておおむね6立方メートル/秒に設定しました。

審議報告は資料3の小委員会報告5ページでございます。

「大幅な引堤を行ってきた関川の改修の経緯について詳しく説明すべき」との意見がありました。これについては、幾たびも大出水に見舞われてきた関川水系においては、昭和48年より大規模引堤事業に着手しており、関川本川・保倉川であわせて約700戸に及ぶ家屋移転が行われた旨の説明が事務局よりありました。

「保倉川の放水路について、放水路案と現川拡幅案の比較検討を示すべき」との意見がありました。これについては、放水路案と現川拡幅案の内容が説明され、引堤案では移転住家屋の再移転が必要となり、社会的影響が大きいこと、河道の維持管理及び内水処理の観点から不利であることから、放水路案が適当である旨の説明が事務局よりありました。

以上については本文中に詳細に記載することとしました。資料5-5 関川水系河川整備基本方針(案)の対比表の4ページ右側15行目から5ページにかけてでございます。

「昭和44年に一級河川の指定を受け、同年に従来の計画を踏襲し、関川高田地点における計画高水流量を1,950立方メートル/秒、保倉川佐内地点における計画高水流量を1,200立方メートル/秒とする工事实施基本計画を策定し、直轄事業に着手したが、昭和40年9月、昭和44年8月と大出水が相次いだことから、関川及び保倉川の計画高水流量の見直し作業に着手した。関川については計画高水流量が約2倍に増加することから、現川拡幅案をはじめ種々の検討を行い、現川を大幅に引堤する計画とした。一方、保倉川下流部は直江津港と関川の河口分離後、直江津港の物資の取扱量が大幅に増加し、その鉄道輸送の拠点となっていたこともあり、引堤等による今後の流量増に対する処理は、関川合流点下流部のさらなる引堤を含め、地域経済に与える影響が大きいと見込まれたため、上流部において計画高水流量の全量を放水路により日本海へ分派させることとした。その結果、関川高田地点における計画高水流量を3,700立方メートル/秒、保倉川松本地点における計画高水流量を1,900立方メートル/秒とした工事实施基本計画の改定を行い、堤防の新設及び拡築、護岸の設置等を実施することとした。

昭和48年から始まった関川本川の大引堤事業は、約700戸に及ぶ家屋移転等が必要となるため困難をきわめたが、多数の家屋移転が必要となった直江津、高田両地区等において連日熱心な住民協議等を行い、昭和57年までに約400戸の家屋移転を行った。こうした中、昭和57年9月に発生した洪水では関川本川堤防の左岸8カ所、右岸4カ所の合計延長1,435メートルが溢水し、上越市が甚大な浸水被害をこうむることとなった。これを契機に関川河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、管理区間延長の約半分に及

ぶ堤防の整備や河道掘削等の再度災害防止対策が実施された。

また、昭和60年7月洪水では、これまで大きな被害の生じていなかった支川保倉川でも、左岸は175メートル、右岸は1,300メートルにわたって溢水し、保倉川下流部の上越市は再び甚大な浸水被害を受けたことから、緊急的な治水対策の必要性により引堤をはじめとする保倉川河川激甚災害対策特別緊急事業が実施されるに至り、昭和62年3月、保倉川下流部における流量配分を変更した。計画高水流量は鉄道輸送の衰退により、保倉川下流部の引堤が可能となったことや大規模引堤中の関川本川の計画に影響を与えない等を考慮して、可能な限り引堤による流下能力の向上を図ることとし、松本地点における1,900立方メートル/秒のうち、放水路で700立方メートル/秒を分派させ、その下流では支川からの流入量をあわせ1,300立方メートル/秒とするとともに、保倉川合流後の関川の河口地点において4,600立方メートル/秒とする工事実施基本計画に改定した」と記載いたしました。

また、「放水路の整備に当たって、地域の合意形成を図っていく必要を記載すべき」との意見があり、これについては、この本文書の対比表の9ページ右側の下から10行目に「特に保倉川放水路の整備については、新たに放水路を整備する地域を含め、関連地域の関係者との合意形成を十分図りつつ実施する」と記載しました。

「河口部において、河床勾配や水面形から判断すると洪水時に河床がフラッシュされている可能性があるのではないか」との意見がありました。これについては、平成7年7月洪水の痕跡水位、河床材料等をもとにしたシミュレーション結果及び河床堆積物調査から、洪水時には河床がフラッシュされていると推定できるが、今後さらに調査検討を継続する旨の説明があり、本文に記載することとしました。

この資料の8ページ右側13行目、「河道掘削による河積の確保に当たっては、河道の安定・維持、河川環境等に配慮しながら計画的に実施する。特に洪水において河口部をはじめとする河床の変動については、引堤後の河床材料の変化を踏まえつつ、時系列で水面形の変化を把握した上で実態把握に努める」と記載しました。

以上が関川でございます。

次に、肝属川水系でございますが、この概要の資料2の6ページをごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、肝属川水系は鹿児島県東部に位置しており、流域面積は485平方キロメートル、幹川流路延長34キロメートル、想定氾濫区域内人口約2万人の一級水系で、全国平均の1.6倍の降水量で雨の多い地域で、流域の7割がシラ

スに覆われており、広大な台地を形成しています。

災害の発生の防止または軽減に関してですが、基本高水のピーク流量は流量確率による検証、既往洪水からの検証等の結果により、既定の計画である工事実施基本計画と同様に、基準地点俣瀬において2,500立方メートル/秒としています。洪水調節施設と河道への流量配分については、工事実施基本計画では河道で2,300立方メートル/秒、洪水調節施設で200立方メートル/秒としていましたが、下流河道の特性を踏まえた上で河道の分担量を検討し、河川整備基本方針では全量を河道で分散することとし、その流量を2,500立方メートル/秒としています。築堤材料として使用されているシラスの特徴を踏まえ、堤防の詳細点検を進めるとともに、効果的な堤防強化対策を検討することとしています。

河川環境の整備と保全でございますが、直線的で単調な河川空間となっている区間については、治水上影響のない範囲で多様な自然環境を創出することとしています。全国一級河川の中でもワーストの上位に属する水質については、関係機関や地域住民と役割分担を行いながら、計画的な水質改善に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてですが、動植物の保護・漁業など9項目の検討により、維持流量を設定し、流入量等を含めて朝日橋地点における正常流量をかんがい期0.35立方メートル/秒、非かんがい期0.46立方メートル/秒に設定しています。

審議経過でございますが、再び資料3の小委員会報告6ページをごらんください。

「床どめが流下阻害となっているが、これを切り下げることにより流下能力を確保できないか」との意見がありました。これについては床どめの切り下げのみでは全川の流下能力が不足しており、河積を確保するため、鹿屋市街地下流は高水敷掘削、鹿屋市街地は河床掘削する旨の説明が事務局よりありました。

「流水の正常な機能を維持するための必要流量については、基準地点を清流ルネッサンスⅡの水質基準点河原田橋にできないのか」と質問がありました。これについては、清流ルネッサンスⅡの基準地点河原田橋は周辺での水利用が少なく、流量観測も行われていないため、正常流量の基準地点には望ましくないが、朝日橋地点は周辺で水利用が行われており、流量観測データが充実しているため、正常流量の基準地点とした旨の説明が事務局よりありました。

以上のような議論を取りまとめて、提案された6水系の河川整備基本方針（案）を作成

いたしました。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。大量にございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが、最初に臨時委員としてご出席の道県の知事さん方からひととおりの意見を承れればと存じます。恐縮ですが、北のほうから〇〇知事さん、いかがでございましょうか。

【委員】 常呂川と十勝川につきましては、特に意見はございません。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。〇〇の知事さん、いかがでしょう。

【委員】 〇〇でございます。いろいろ議論がありました広瀬川についても明記されておりますので、特にそのほか意見はございません。ありがとうございます。

【分科会長】 ありがとうございます。〇〇の知事さんはいかがでしょうか。

【委員】 代理で参りました〇〇でございます。関川の河川整備基本方針につきましては、検討小委員会の熱心な審議を踏まえた本文案であり、県としては異存ございません。どうもありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございます。〇〇の知事さん、いかがでしょうか。

【委員】 〇〇の代理で来ました〇〇の〇〇でございます。

物部が持っております特徴を十分に配慮してございまして、大変結構だと思っております。

ただ、非常に昨今河川環境、とりわけ流域の改善には非常に強い関心があるということで、こうした中で今後の河川整備計画の立案に当たっては、維持流量の確保のため関係機関と調整していただきたいと考えております。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。〇〇の知事さん、お願いします。

【委員】 本日は肝属川の河川整備基本方針を作成していただきまして、ありがとうございます。この基本方針に沿いまして、肝属川の特性に合いました河川整備計画を早期に策定していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ひととおり意見をお伺いしましたが、ほかの委員の先生方でご意見、ご質問など。では、〇〇委員。

【委員】 〇〇先生に教えていただきたいんですけど、北海道の河川で、常呂川の河川

は縄文、擦文文化ですか。遺跡が相当出ていますよね。それはきれいに収集して博物館にまとめてあるんですけども、あれは川にあったような状態で、こういうところにこんなような遺跡があったという一部保存というのは、河川管理上では難しいのでしょうか。

【委員】 極力維持するようには努めていただいていると思っております。

【委員】 もう1つよろしいですか。十勝川は、素人目ですが、これは河川のどのよう問題点があるかわからないですけど、タチヤナギがものすごく背丈が高くなっていて、せっかくの十勝川が見えないんですね。あれはやっぱり住民から少し十勝川を見たいとか、景観に配慮してほしいとか、なかったんでしょうか。

【委員】 全般的に立木の問題が、最近、環境保全運動に伴って大きくなっていますが、河川に関してはびびって全く手をつけないようになっております。この委員会でも、治水上支障のあるところは除去するように申し上げていますが、ただいまの意見はむしろ川が見られるように検討すべきじゃないかというご意見だと思います。現場の担当者のご意見を十分踏まえて、環境保全の皆さんのご理解を得ながら進めていただくようお願いしたいと思います。

【委員】 大体が見てとれるところは、池田町あたりからはきちんと遠くからは見えるんですけども、そばの身近な川が触れられないような状態なんですよね。全国を回ってもちょっと異常かなと思うぐらい北海道の川は繁茂する率が高いのでしょうか。

【委員】 どちらかという、北海道は比較的しっかりやっていたと思うんですが、やっぱり最近管理費不足もあって、川が見えない河川も大分見受けられます。委員会でもその意見が絶えず出ましたので、まずは治水上の理由から十分検討しなさいと申し上げています。後ほど出てくる水系なんかでも、川の立木を航空写真で撮って、その立木がどういう働きをしているのか。あるいは水の流れによってどう変化するのかをモニタリングしながら処理していくべきという意見もございました。大きな課題だと思っております。

【委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

分科会長が発言しては、まずいかな。でも、関川の放水路はあえて「合意をとりつつ」というのを特記されましたね。これは現場において何か事件というか、大反対とか、難航しているとか、そういう実態があるんでしょうか。

【委員】 反対の訴訟が起きたことがございます。それらも踏まえて、先ほど言いまし

たように、本川は700所帯も移転させた結果で、もうこれ以上圧力はかけられない。それから、保倉川自身が鉄道で区切られていて全く動かさないで、保倉川放水路でやりますよと言ったまま、本川に力を入れている間に、今度は保倉川で大水害が出てしまいました。したがって、保倉川を広げられるだけは広げたいけれども、残った分はどうしても放水路をつくらないといけません。放水路の行く先が非常に高い地盤のところ、治水は支障のないところへ放水路を通すものですから、その合意を得るのが大変です。委員の中でも放水路のための現地委員会の委員として取りまとめに努力される方もおられ、大変気を使っておられます。事務局においては合意を得る努力をぜひしていただきたいということ、この案文も含めてお願いした次第です。

【分科会長】 わかりました。

【事務局】 事務局からちょっと補足をさせていただきます。訴訟のお話があったけれど、放水路について訴訟があるということではなくて、以前、保倉川を拡幅するときに訴訟問題があったということで、現在、放水路問題をめぐっての訴訟はないんですけれども、いろいろな過去の経緯等もございまして、地元のほうから放水路に対するいろいろなご意見があるというのが実情でございます。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 よろしいでしょうか。

ちょっと細かいことですが、名取川の環境対応のところですね。資料5-2の11ページの右の上の параグラフのおしまいところに「アレチウリなどの外来種の分散、拡大の防止等に努める」と書かれていて、これはとてもいいことなんですけども、ほんとうに細かいことなんですけども、一般的に外来種の分散、拡大の防止等に努めるということを書いてしまうと、ものすごいことになりますので、場合によってはどう書くのか、これは特定外来なんですけど、「特定外来」と書くのか、書きようがあるのかなという気がちょっといたします。今、河原にあるのはほとんど外来種だと思うので、「……などの外来種の分散、拡大の防止」ということをやっちゃうと收拾がつかないということ、もう1つは、これは生態学的な、まだ確定ではないですけども、判断からすると、今、アレチウリがとても悪者にされているんですが、洪水コントロールがうまく行って、あまり激しい流れのなくなった都市周辺河川の高水敷の場合には、アレチウリと全く同じことを在来の日本のつる植物がやりますので、だからちょっとこのあたりは微妙かもしれないですけど、ご配慮ください。

【委員】 じゃ、ちょっとご相談させていただいて。

【分科会長】 今のお話はあれですか。記述を変える必要があるという意味ですか。

【委員】 僕はそういう意味では書かなくてもいいんじゃないかなとちょっと思うんですけども、整備基本方針に書くというのはやっぱり大ごとととられる可能性があって、アレチウリと書くとか外来種と書くとか、ほかはあまり外来種を特には書いていないですよ。これは対応しなきゃいけないんですけど、外来種が悪者だというのはとってもわかりやすいので、みんな「そうだ。そうだ」と言うんですけど、例えば鶴見川なんか、全く同じことをカナムグラとクズがやっていて、場所によってはカナムグラがものすごいので、洪水の激流がなくなったためにつる植物が大変繁茂しやすくなったということもあるので、例えば、あるところでアレチウリはとるけれども、カナムグラは在来植物だからというようなことになっちゃうと、收拾がつかないんですね。だから、率直に申し上げると、あまりこれは基本方針レベルでは触れないほうがいいんじゃないかと思っているんですけど。まあ、それはそれぞれのところで。

【委員】 委員会の中で整理します。

【委員】 難しいことはよくわかっております。

【分科会長】 記述についてのお話であれば、少し考えなきゃいけませんね。

それから、ほかにはいかがですか。

さっきの正常流量の話は原案、きょう示された文書ではおおよそ何立方メートル／秒とすると書き切っているけれども、書き切っている文と、実はそうではなくて「努める」と書きたい文とに分かれるので、その区別と書きぶりについては分科会長に判断してもらいたいと、さっきのご発言はそういうお話でしたか。

【委員】 今まで、確保できるところはダムを建設して確保するというだけで問題ないんですが、ダムを建設する見込みのないところでも、水利使用許可の判断根拠、河川環境保全の目標流量、あるいは、渇水調整等を行う場合に渇水調整に入るかどうかの判断根拠等にもなる。建設の目的はないにしても、管理としてはそういう目標流量が必要ではないかということで、「努める」という表現に続きまして、「もって流水の正常な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資する」という形に改めさせていただきたいということがあります。

【分科会長】 わかりました。

では、今の外来種のことと、正常流量のこととは記述にかかわることですので、できれ

ば私にご一任いただいて、事務局とも相談して固めさせていただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

ほかに、これにつきまして、ご意見はよろしゅうございましょうか。

それでは、結論を出したいと思います。

ただいまご審議いただきました常呂川水系、名取川水系、物部川水系、十勝川水系、関川水系及び肝属川水系に係る河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会として「適当と認める」ことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、「分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができる」こととされておりますので、本件につきましては、会長のご承認を得て、審議会の議決としたいと思います。

引き続き恐縮ですが、今後審議予定の河川整備基本方針について紹介があるということですので、事務局から要領よく説明をお願いいたします。

【事務局】 ○○の○○でございます。

お手元に資料6という河川整備基本方針策定状況ということをご紹介した資料がございます。そちらのほうをご準備いただければと思います。

今回、新たに基本方針について検討を始めるのが2水系ございます。馬淵川、川内川。両方とも読み方が難しいんですけれども、馬淵と書いてありますが「まべちがわ」、それから「せんだいがわ」という2河川でございます。後ほど簡単にご紹介します。

現在審議中の水系は5水系ございますが、荒川、揖保川、太田川につきましては一昨日小委員会を開催いたしまして、基本方針についておおむねご了解の方向でいただいております。したがって、これから文章を整理する段階ということでございます。

あと、淀川と球磨川が少し時間がかかってございますけれども、淀川につきましては1月12日に第4回の委員会を開催いたしました。約1年ぶりになりますけれども、上下流問題等、重要な課題がございます。できるだけ早く基本理念という形で共有させていただきまして、早期に取りまとめを行いたいと考えております。

一方、球磨川でございますけれども、年末の12月25日に9回目の審議を行ってござ

います。ご承知のとおり川辺川ダムということで話題になっておりますけれども、9回目の審議では洪水調節施設の実現可能性、すなわちダムの実現可能性をご説明させていただきまして、基本高水流量、計画高水流量が固まるまで来てございます。こちらなるべく早く取りまとめを行いたいと考えてございます。

1枚めくっていただきまして、馬淵川水系でございます。

流域面積は2,050平方キロメートル、幹川流路延長が142キロメートル、主要な都市は八戸市、二戸市ということでございます。流域はそこに地図がございますけれども、太平洋に流れ出す、こういうような川でございます。83%が山地というところでございます。最近の洪水では平成14年、16年に大きな出水がございました。

過去の治水対策は右側でございますとおり、河口部は既に放水路というのが過去に整備されてございます。それから中流部では水害の常襲地帯、四反田地区というんだそうですが、そういったところが災害危険地区に指定されておまして、水防災事業という宅地かさ上げ等の事業が今、行われてございます。

河川環境は、上流は美しい溪谷で馬仙峡とか名勝がございます。中流部はそこに写真があるようなヤナギだとかオニグルミだとかだとかそういった河畔林が結構生育している川でございます。下流は八戸の市街地を貫流しております。こういう川でございます。

次に、川内川水系でございます。

流域面積は1,600平方キロメートル、幹川流路延長は137キロメートルということでございますので、馬淵川と大体規模がよく似た川になってございます。主な市町村は上流のほうに宮崎県のえびの市というのがございます。下流のほうに薩摩川内市という、かつて川内市と言われたまちがございます。やはりこちらも山がちなところで、森林が77%ということでございます。

主な洪水でございますけれども、昨年7月に大きな洪水がございまして、宮之城地区だとか各地で大きな被害がございました。おそらく委員の先生方もご記憶にあらうかと思えます。

治水対策といたしまして、これから激甚災害対策特別緊急事業を行うとか、鶴田ダムという直轄する管理のダムがございますけれども、ここが治水容量が不足してございますので、実は昨年、洪水調節容量を使い切りまして、流入量に合わせた放流にするというような操作もしてございますので、今現在洪水調節容量を増量するということを検討してございまして、それらを含めましてご相談させていただきたいと思っております。

あと、河川環境の特徴といたしましては、鶴田ダムの貯水池のすぐ上流側に曾木の滝という滝がございまして、こういう大きな一級河川の中流部にどんと大きな滝があるという、非常に特異な河川でございます。

こういった川についてご議論いただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【分科会長】 ただいまのご説明について、何かご質問等がございましたらどうぞ。○
○さん。

【委員】 済みません。金曜日の日に八戸に行っていたんですけども、今、新幹線や再開発でごくまちが広がっているんですね。何もまだできていないような地域がありまして、大きな道路の建設も行われているんですけども、それこそ今、コンパクトシティとかと言われていて、人口が少なくなっているところをもっと人々が密集して生活できるような環境づくりをしているので、そういう高台のところにも八戸の中でとてもすてきな住宅地もできてきたりしているので、河川の近くから生活者を離すような環境をつくらしたりするには、すごくいい1つのケースモデルにもなるんじゃないかと思います。河川だけではなくて市街地の整備を含めてセットで、そういうコンパクトにし、そしてなおかつ高台のところに住めるような環境が八戸周辺にはあるので、そういうところから少し考えてもいいのではないかなと思ったので、もし次の段階で新しくやるのが……。

【分科会長】 ありがとうございます。今の段階で事務局、何かご報告申し上げることはありますか。

【事務局】 先ほどの資料で中流部で災害常襲地帯のところは災害危険区域に指定して、立地をなるべくしてもらわないようにするということになるかと思いますが、そういう施策をやりながら、危ないところは宅地をかさ上げするというような方策もとりまして、ご指摘のような視点で、そういう治水事業の取り組みが始まっていると思っていただければと思います。

【分科会長】 とりあえずよろしいですか。ほかはいかがですか。どうぞ。

【委員】 川内川のところで、鶴田ダムが計画規模を超える洪水時のダム操作をされたということなんですけれども、少し具体的に教えていただけるとありがたいんですが。

【事務局】 はい、わかりました。

鶴田ダムにおきまして、上流でたくさん雨が降りましたので、ダムに入ってくる量がどんどん増えてきて、洪水調節をしておりますので、どんどんためて下流の負担を小さくするような操作をします。下流のほうの被害を軽減するためにダムに水をずっとためていた

んですけれども、これまで想定していた規模よりも大きな洪水だったものですから、ある段階でそれ以上ためると危なくなる。ひょっとするとずっともう超えてしまって、ダムから水があふれてしまうようなことになりかねないということもありまして、ある段階からなるべく流入量に近い形で放流をしていくような操作に移行していきまして、たしかほとんど流入量と放流量と一緒にいきました。ダムに入ってくる量を下流に流さざるを得ないような状態になったということで、こういう書き方をさせていただきます。

【分科会長】 よろしいですか。ほかにいかがですか。

それでは、この辺で閉じましょうか。

最後に本日の議事録につきましては、発言者氏名を除いたものとし、内容について各委員の確認を得た後、広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

本日の議題は以上でございます。時間超過で申しわけありませんでした。

これもちまして、分科会を終了させていただきます。

【事務局】 ありがとうございました。

最後に〇〇から一言ごあいさつさせていただきます。

【事務局】 長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございます。前半は〇〇がお礼を申し上げましたので、後半のお礼を申し上げたいと思います。ご審議の上、6水系につきまして河川整備基本方針をお認めいただきましてありがとうございます。早急に手続をとりまして、整備計画の策定に取りかかってまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

【事務局】 事務局からお知らせです。

次回の本分科会は2月27日火曜日、場所につきましては、この建物の11階の特別会議室を予定しております。よろしくお祈いします。

お手元の資料につきまして、郵送ご希望の方はそのままお残しいただければと思いますので、よろしくお祈いいたします。

本日は、ありがとうございました。

— 了 —